

不動産登記法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年12月生駒市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成14年3月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、
同条第4項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(生駒市中小企業特別小口融資規則の一部改正)

第3条 生駒市中小企業特別小口融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(生駒市公共用水路管理条例施行規則の一部改正)

第4条 生駒市公共用水路管理条例施行規則（平成16年9月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

第7条第2項第4号を次のように改める。

(4) 登記事項証明書

様式第1号及び様式第5号中「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部改正)

第5条 土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和49年4

月生駒市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部改正)

第6条 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則(平成5年3月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(生駒市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 生駒市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(平成3年4月生駒市規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(生駒市都市公園条例施行規則の一部改正)

第8条 生駒市都市公園条例施行規則(昭和45年3月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「登記簿、謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

(生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和59年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部改正)

第10条 生駒市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和59年4月生駒市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(生駒市危険物規制規則の一部改正)

第11条 生駒市危険物規制規則（昭和61年5月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「登記簿謄本若しくは抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 文書課法制係（内線269）